第2回介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料

平成29年2月10 日·13日 館山市健康福祉部高齢者福祉課

■ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

1 館山市の移行日

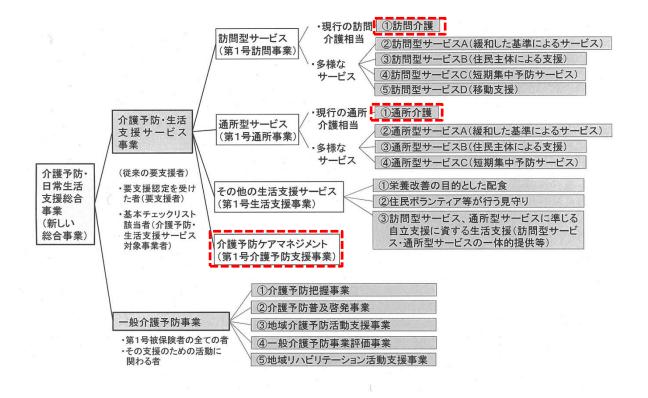
平成29年4月1日

2 総合事業の構成とサービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業は、①**介護予防・生活支援サービス事業と②一般 介護予防事業**から構成されます。

総合事業への移行によって、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問介護型サービス」、「通所介護型サービス」に移行し、その他のサービスとして、現行の介護予防訪問(通所)介護よりも人員、設備等の基準を緩和したサービス、住民主体によるサービスなど、市町村は国が示す例を参考に、地域の実情に応じて実施するサービス内容を検討することとされています。

平成29年4月の移行時点で、本市では、訪問介護型サービス、通所介護型サービスとして、**旧来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の基準によるサービス**と**介護予防ケアマネジメント**(介護予防ケアマネジメントA)を実施します。



3 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

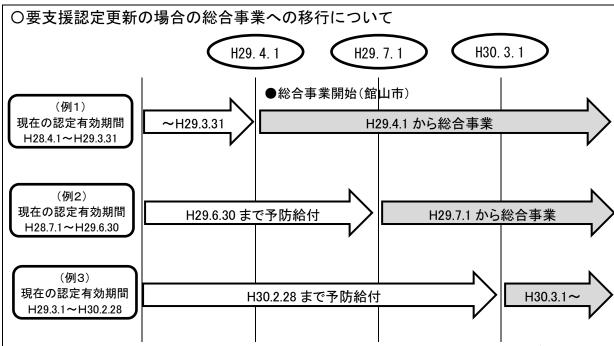
対象者は次のとおりです。

- (1) 要支援認定者(要支援1・要支援2)
- (2) 基本チェックリスト該当者

本市の総合事業については、本市に住民票を有する方(館山市の被保険者及び館山 市内の住所地特例対象施設に居住する他市町村の被保険者)が利用の対象となります が、

- 〇 要支援認定者については、認定の有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以 降となる方
- 基本チェックリスト該当者については、主治医の意見書を徴取することができない場合に限り、要介護認定等を省略し、平成29年4月1日以降に、基本チェックリスト(P7~)を実施し、該当者と判断された方

が、総合事業のサービスの提供を受けることとなります。



- ※ 新規・区分変更・更新により要支援認定を受け、**認定有効期間の開始が平成29** 年4月1日以降となる方から、順次、総合事業へ移行します。
- ※ 既に要支援認定を受けている方については、現在認定されている有効期間が満了するまでは、引き続き介護予防給付(介護予防訪問(通所)介護)としてサービス提供することになります。

4 要介護認定に係る有効期間の見直しについて

「介護保険制度の見直しに関する意見」(第54回社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長することとされました。

館山市では、この総合事業について、平成29年4月1日から実施するため、平成29年4月1日から認定の有効期間が開始する更新申請分から、改正後の有効期間の 範囲で審査を行うこととします。

	r.	現行	現行		案
申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定 有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定 有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月~12か月	6か月	3か月~12か月
	区分変更申請	6か月	3か月~12か月	6か月	3か月~12か月
	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月~12か月	12か月	3か月~24か月
更新	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月~12か月	12か月	3か月~24か月
更新申請	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月~12か月	12か月	3か月~24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月~24か月	12か月	3か月~24か月

5 支給限度額

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日~となる要支援認定者は、**要支援1、2** の支給限度額の枠内で、総合事業(訪問(通所)介護型サービス)と訪問看護、福祉用具等の介護予防給付の併用が可能です。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者は、要支援1相当の支給限度額とし、総合事業(訪問(通所)介護型サービス)のみの利用が可能となります。

	利用が可能	なサービス	
	介護予防給付	総合事業(訪問(通所) 介護型サービス)	支給限度額
要支援 1	0	0	5,003 単位
要支援 2	0	0	10,473 単位
基本チェックリス ト該当者	×	0	5,003 単位

6 給付管理業務における留意点

(1)給付管理事務

従来の予防給付サービスと総合事業サービスを併用する場合(例えば福祉用具レンタルと訪問介護型サービスを共に利用)の給付管理については、予防給付の支給限度額の範囲で予防給付と総合事業を一体的に行います。この場合の、給付管理業務を行

ったケアマネジャーに支払われる報酬は、「介護予防支援費(サービス種類コード46)です。

もっとも、要支援 1・2の利用者であっても、予防給付サービスを利用せず、総合 事業サービスのみ(例えば訪問介護型サービスや通所介護型サービス)を利用した場 合、ケアマネジャーへの報酬は、「介護予防ケアマネジメント費」(サービス種類コ ードAF)です。

(2)初回加算

初回加算の算定については、基本的には、介護予防支援費に準じます。ただし、総合事業移行前に予防給付を受けていた利用者が、要支援の認定有効期間が満了し翌月から基本チェックリストによってサービス事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算の算定を行うことはできません。

(3) 月額包括報酬の月途中での日割り請求

訪問介護型・通所介護型サービスの「月額包括報酬の月途中での日割り請求」において、予防給付ではなかったケースでの適用が追加されたことに注意してください。

「開始月」の日割り事由として「利用者との契約開始」(起算月は契約日)が追加され、「終了月」の日割り事由として「利用者との契約解除」(起算日は契約解除日。 ただし引き続き月途中からの開始事由がある場合は、その前日)が追加されました。

※別紙「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス開始時の請求起算日について」を参照

7 利用回数

(1) 要支援認定者

認定有効期間開始日が平成29年4月1日~となる要支援認定者の**総合事業**(訪問(通所)介護型サービス)の各週の利用回数は、旧来と変わらない。

(2) 基本チェックリスト該当者

基本チェックリスト該当者の**総合事業**(訪問(通所)介護型サービス)の各週の利用回数は、**要支援1相当の利用回数**とする。

8 負担割合

介護(予防)給付と同様、合計所得金額160万円以上(ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は除く)の方は、2割負担となります。

9 住所地特例者について

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が 行います。

他市町村の被保険者であっても、館山市に施設がある住所地特例対象者については、館山市の総合事業のサービスが提供されます。

指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連経由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなっています。

住所地特例における介護予防ケアマネジメントの費用については、国保連において 全国の市町村と一括して財政調整することができる仕組みを利用して、年に一回支払 い請求をするものとされています。

10 サービス事業者が総合事業の指定事業者であることの確認

事業対象者が館山市外に立地するサービス事業所を利用開始する場合は、注意が必要です。そのサービス事業所が館山市の総合事業指定事業者であるかを確認しなければなりません。特に平成27年4月以降に開業した事業所は「みなし指定」を受けていないため、館山市の総合事業指定事業者でない可能性があります。

■ 基本チェックリストの取り扱いについて

1 訪問(通所)介護型サービスに関する基本チェックリストの実施方針

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについては、要介護・要支援認定の実施のみならず、「簡便にサービスにつなぐために」、基本チェックリストの実施による利用が可能とされたところです。本市では、総合事業の対象者を判断する目的で実施する基本チェックリストについては、NPO、ボランティア等の多様なサービスを提供できる体制が整って、初めて有効に活用が出来るものと考えております。

総合事業への移行時点では、従来、要支援認定が前提であった旧介護予防訪問介護、 旧介護予防通所介護に相当するサービスのみの提供となることから、当面の間の取り 扱いとして、主治医意見書を徴取することができない場合のみ、基本チェックリスト を実施し、該当者を介護予防・生活支援サービスの対象者とすることとします。

新規(主治医意見書あり)又は更新によりサービス利用を希望する方には、要介護 (要支援) 認定を実施することとします。

2 実施方法

総合事業の利用については、被保険者本人から、相談の目的や希望するサービスなどを聴き取るとともに、サービス事業や要介護認定等申請、一般介護予防事業についての目的や内容等を説明した上で手続を進めることが望ましく、原則は被保険者本人が直接窓口に出向くことする。

しかし、例えば本人が入院中で来所できない等の場合は、電話や家族の来所による相談に基づいて基本チェックリストを活用し、介護予防ケアマネジメントにつなぐこともできることとする。ただし、介護予防ケアマネジメントのプロセスの中で、地域包括支援センター等が本人の状況を確認するとともに、サービス事業の趣旨として、①要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかる事業であること、②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は次のステップに移っていくことを説明し、理解を得た上で適切なサービスの利用につなげていただきたい。

3 有効期間

基本チェックリストの対象者については、有効期間は2年間としますが、基本チェックリスト該当者に対して実施をする介護予防ケアマネジメントのプランの実施期間は、**最長1年間**とします。

基本チェックリストの対象となった方で、プランの実施期間終了後もサービス利用の継続を希望する方については、このプランの実施期間終了の概ね1か月前に実施する評価・再アセスメントの過程の中で、再度基本チェックリストを実施することとします。

4 その他

要支援認定者に対し、介護予防支援等を実施する場合には、別途、アセスメントに 活用するために基本チェックリストを実施します。

基本チェックリスト様式

記入日:平成 年 月 日()

氏名	住 所 生年月日		
希望す	るサービス内容		
No.	質問項目 回答: いずれかに〇 をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
. 6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この 1 年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2~3kg 以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)(注)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか 1. はい 0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI=体重(kg): 身長(m): 身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目No.1~20 までの20 項目のうち10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目No.6~10 までの5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目No.11~12 の2項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目No.13~15 までの3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目№16 に該当

- ⑥ 様式第一の質問項目No.18~20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目No.21~25 までの5項目のうち2項目以上に該当
- (注) この表における該当(No. 12 を除く。)とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合をいう。

基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

~~	85 BB = - IE IA
質問項目	質問項目の趣旨
の質問項目は、日常生	活関連動作について尋ねています。
バスや電車で1人で	家族等の付き添いなしで、1 人でバスや電車を利用し
外出していますか	て外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車
	のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き
	換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運
	転して外出している場合も含まれます。
日用品の買い物をし	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行って
ていますか	いるかどうか(例えば、必要な物品を購入しているか)
	を尋ねています。
	頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話
	での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となり
	ます。
預貯金の出し入れを	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねてい
していますか	ます。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断によ
	り金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家
	族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は
	「いいえ」となります。
友人の家を訪ねてい	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話
ますか	による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
	バスや電車で1人で 外出していますか 日用品の買い物をしていますか 預貯金の出し入れをしていますか

5	家族や友人の相談に	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねていま
	のっていますか	す。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「は
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	い」とします。
6~10	∟ □の質問項目は、運動器	
6	階段を手すりや壁を	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っているかどうか
	つたわらずに昇って	を尋ねています。時々、手すり等を使用している程度
	いますか	であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段
		を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使ってい
		る場合には「いいえ」となります。
7	ー 椅子に座った状態か	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がって
	ら何もつかまらずに	いるかどうかを尋ねています。時々、つかまっている
	立ち上がっています	程度であれば「はい」とします。
	か	
8	15 分位続けて歩い	15 分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋
	ていますか	内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだ	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねて
	ことがありますか	います。
1 0	転倒に対する不安は	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の
	大きいですか	主観に基づき回答してください。
11 • 12	の質問項目は、低栄養	を状態かどうかについて尋ねています。
1 1	6ヵ月で2~3kg以	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少があったかどうか
	上の体重減少があり	を尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場
	ましたか	合は「いいえ」となります。
1 2	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1カ
		月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支
		えありません。
13~15	の質問項目は、口腔権	幾能について尋ねています。
1 3	半年前に比べて固い	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうか
	ものが食べにくくな	を尋ねています。半年以上前から固いものが食べにく
	りましたか	く、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」
		となります。
1 4	お茶や汁物等でむせ	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうか
	ることがありますか	を、本人の主観に基づき回答してください。
1 5	口の渇きが気になり	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基
	ますか	づき回答してください。
16 • 17	の質問項目は、閉じる	こもりについて尋ねています。

1 6	週に1回以上は外出	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状
	していますか	態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向
	回数が減っています	にある場合は「はい」となります。
	か	
18~20	の質問項目は認知症	こついて尋ねています。
1 8	周りの人から「いつ	本人は物忘れがあると思っていても、周りの人から指
	も同じ事を聞く」な	摘されることがない場合は「いいえ」となります。
	どの物忘れがあると	
	言われますか	
1 9	自分で電話番号を調	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけ
	べて、電話をかける	ているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋
	ことをしていますか	ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもら
		い会話だけする場合には「いいえ」となります。
2 0	今日が何月何日かわ	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本
	からない時がありま	人の主観に基づき回答してください。月と日の一方し
	すか	か分からない場合には「はい」となります。
21~25	の質問項目は、うつ	こついて尋ねています。
2 1	(ここ2週間)毎日	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してく
	の生活に充実感がな	ださい。
	()	
2 2	(ここ2週間)これ	
	まで楽しんでやれて	
	いたことが楽しめな	
	くなった	
2 3	(ここ2週間)以前	
	は楽に出来ていたこ	
	とが今ではおっくう	
	に感じられる	
2 4	(ここ2週間) 自分	
	が役に立つ人間だと	
	思えない	
2 5	(ここ2週間)わけ	
	もなく疲れたような	
	感じがする	

■ 訪問型介護サービス、通所介護型サービスについて

1 概要

総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについては、次のとおり、国から実施 するサービス内容の例示がされています。

①訪問型サービス

- ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保 健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和た基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤原用型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある 症状・行動を伴う者 ・過窮直後で状態が変化しやすく、専門的サービ スがは必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利 用を促進していくことが重要。	○	O状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 多様なサービス」の利用を促進		訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	l o who
基準	子防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サービス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	1 V V 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- ②通所型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保 健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した萎集によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等。	体操、運動等の活動な ど、自主8分は通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の 継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うこ とで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進してい くことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3~6ケ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

総合事業への移行により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、総合事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行し、その他、市町村は国の例を参考に地域の実情に応じて、多様なサービスの内容を検討することとされています。

本市では、平成29年4月の移行時点、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護 に相当する事業のみ実施します。

2 旧介護予防訪問(通所)介護相当サービスの基準

訪問型サービス、通所型サービスのうち旧介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスの人員、設備、運営基準については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様とします。

3 事業者指定

訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者の指定権者は各市町村となります。

(1) 平成27年3月末までに指定を受けている事業者について

平成27年3月末までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている 事業者については、平成27年4月から、全国一律で総合事業の指定事業者としての 「みなし指定」の効力が発生しています。これにより、事業開始時の指定申請は不要 となります。(効力の範囲は全市町村に及びます。)

ただし、請求内容の把握などのため、次の書類(①)の写しと、②の書類を4月14日(金)までにご提出ください。

- ① 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(4月1日時点で千葉県に届け出済のもの)
- ② 介護予防の推進に関する計画書(様式は市HPからダウンロードして下さい) みなし指定の有効期間は、平成27年4月から平成30年3月末までです。

みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、 平成30年3月31日前には総合事業の指定の手続きが必要です。この場合の指定更新の 効力は、各市町村域の範囲内でのみとなります。

(2) 平成27年4月以降に指定を受けた事業者について

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所は、みなし指定の効力が生じないため、総合事業の訪問型サービス、通所型サービス提供事業者としての指定申請をサービスを提供する利用者がいる各市町村へ提出する必要があります。

現在、市では指定基準等の準備をしております。平成29年2月末までに、市高齢 者福祉課から対象となる事業者へ連絡をしますので、その後指定申請の手続きをとっ てください。

(3) 指定申請等の留意点について

〇書類提出は各市町村へ

変更届、加算届、指定(更新)申請上の留意点として、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者(住所地特例を除く)が利用している事業者については、A市町村に書類を提出するとともに、B市町村にも書類を提出する必要があることにご注意ください。

(館山市が行う総合事業に係る事業者指定は、館山市の被保険者及び館山市に住民票のある住所地特例者のみに適用されこととなります。)

〇サービスが混在します。指定権者にご留意ください。

介護給付、介護予防給付、総合事業の3種の指定が並存することになるので、指定 内容に変更が生じた場合などは、必要書類を各指定権者へ提出する必要があります。

提供サービス		指定権者	H28年度	H29年度	H30年度
介護給付	訪問(通所)介護	千葉県	○ (※)	○ (※)	○ (※)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	千葉県	\circ	\circ	×
総合事業	旧介護予防訪問(通所)介護	館山市他	×	\circ	\circ

(※) 小規模な通所介護事業所は、市町村が指定する地域密着型通所介護へ移行しま した。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護(総合事業以外の)については、有効期間が 満了する場合は、従来同様千葉県への指定更新申請が必要となります。

4 事業所番号

(1) みなし指定事業所

平成27年3月末に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている「みなし指定事業所」は、現在の事業所番号と変更はありません。

(2) 新規指定事業所

平成27年4月以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を新たに受けた事業所の事業所番号は、総合事業の指定事業者の指定決定通知でお知らせする予定です。

5 報酬単位(サービスコードについて)

単位については、別紙「館山市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表」をご確認ください。

館山市の総合事業のサービスの単位数マスタ(A 2・A 6)のデータを高齢者福祉課のホームページに掲載しますので(平成29年3月上旬)、請求システム等にデータを取り込むなどの対応をお願いします。

掲載先アドレスは、ホームページを作成後、各事業所にFAXでお知らせします。 地域単価については、次のとおりとなります。

- ・平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた「みな し指定事業者」(サービス種類コード・A1、A5)
 - → 各事業所所在地に応じた地域単価となります。
- ・平成29年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護相当の事業者として、館山市 の指定を受けた事業者(サービス種類コード・A2、A6)
 - → 市町村所在地に応じた地域単価として、10円となります。(館山市=その他)

○ 館山市サービス種類コード対応表

サービスの種類	予防給付	総合事業(みなし)	総合事業(新規)
リーころの種類	サービス種類コード	サービス種類コード	サービス種類コード
予防訪問介護	6 1	A 1	A 2
(相当サービス)	0 1	A 1	A 2
予防通所介護	6 5	A 5	A 6
(相当サービス)	0.0	A 5	A 0

6 総合事業のサービス提供の契約(事業所⇔利用者間)

P2の対象者の方へ総合事業のサービスを提供する場合、総合事業利用のための契約が必要となります。現行の予防給付と同様に、指定事業者は、利用者に対して、重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得て、サービス提供が開始されます。運営規定も総合事業用に作成(変更)しなければなりません。

7 請求について

(1) 請求方法

従来どおり国保連合会への請求となります。

(2) 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりとなります。

様式番号	様式名	内容
±±-±∞-=	介護予防 • 日常生活支援総合事業費請	様式二の三に対する請求
様式一の二	求書	書
# # ダーの =	介護予防・日常生活支援総合事業費明	総合事業によるサービス
様式第二の三 	細書	の請求明細書

(3)報酬単位(サービスコード)、請求上の留意点

- 総合事業は市町村によって単位、サービスコードが異なる場合があります。館山 市外の方に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村が示すサービ スコードを必ずご確認ください。
- 総合事業への移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。請求にあたってはご注意ください。

(例)

本市に住民票をおく要支援認定者であって、認定の有効期間開始日が平成29年3月31日以前である方については、その有効期間が終了するまでは介護予防給付が継続されるため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の請求様式、サービスコードを使用します。

■ 介護予防ケアマネジメントについて

1 概要

介護予防ケアマネジメントは、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

2 実施主体

利用者が住民票を置く市町村の地域包括支援センターが実施します。業務の一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託することも可能です。

【参考】総合事業の訪問(通所)型サービスのうち、現行の介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、「指定事業者」による実施となりますが(みなし指定or新規指定)、介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所が実施する場合は、地域包括支援センターとの委託契約により実施することとなります。実施にあたって新たに事業者指定はしません。

3 類型

国においては、3類型が示されていますが、平成29年4月の移行時点では1類型 (介護予防ケアマネジメントA)のみを実施します。

4 人員、設備、運営基準等

介護予防ケアマネジメントAの人員、設備、運営基準等については、介護予防支援の基準(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号))と同様とします。

5 報酬について

(1) 報酬について

報酬単位については、介護予防支援費と同様とします。

	介護予防ケアマネジメント(総合事業)		
単位	4 3 0 単位		
加算	初回加算 +300単位		
	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 +300単位		

(2) 初回加算について

初回加算の算定については、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に 準じて算定可能です。

- ①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- (介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)
- ②要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(※)次の場合は、初回加算の算定を行うことはできません。

- ・総合事業への移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合
- ・基本チェックリストによる事業対象者が、新たに要支援の認定を受けて、予防給付 のサービスを利用することとなった場合

6 契約手続・様式など

(1) 契約手続きについて(居宅介護支援事業所⇔地域包括支援センター間)

居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント業務を実施する場合には、地域包括支援センターと委託契約の締結が必要となります。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で契約の手続きは次のとおりとします。

→ 総合事業の対象となった方がいる事業所と、介護予防支援(給付)と介護予防 ケアマネジメント(総合事業)を併記した契約書(それぞれ別個でもかまわない)を、 新たに取り交わします。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業者との契約を結んだ後の流れは、介護予防支援と同様です。利用者へ説明を行い、同意を得て、利用者と地域包括支援センターとの間の契約を取り交わし、介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書を、市に対して届け出ます。

(2) 様式について

実施する介護予防ケアマネジメントの様式については国から示されている様式(従来から使用している様式)と同様とします。

7 請求方法

地域包括支援センターからの委託を受けた居宅介護支援事業所は、サービス提供月の翌月の5日頃までに、委託元である地域包括支援センターに対し、実績の入った ① サービス提供表 ②サービス提供表別表を提出していただきます。なお、総合事業による訪問(通所)型サービスと福祉用具貸与や訪問看護等予防給付のサービスを同ー月内で併用する場合は、現行と同様の介護予防支援費を請求することとなります。

利用サービス				基本チェック
		要 支 援 者		リスト該当者
				(事業対象者)
実施内容	介護予防給付の	介護予防給付と 総合事業の併用	総合事業のみ	総合事業のみ
介護予防ケア			0	0
マネジメント				
介護予防支援	0	0		

地域包括支援センターは、介護予防支援と同様、総合事業の給付管理票データを国保連合会へ伝送するとともに、介護予防ケアマネジメントの請求情報を取りまとめ、市にデータを送付します。

8 請求様式

請求に使用する様式は次のとおりとなります。

様式番号	様式名	内容	
様式一の二	介護予防 • 日常生活支援総合事業費請	様式七の三に対する請求	
	求書	書	
様式第七の三	介護予防 • 日常生活支援総合事業費明	総合事業による介護予防ケ	
	細書(介護予防ケアマネジメント費)	アマネジメント費の請求明細書	

■ 総合事業によるサービスの提供にあたって準備が必要となる事項

1 定款等の変更

平成29年4月1日からの総合事業によるサービスの提供にあたっては、

- 「定款(法人の事業として総合事業が読めないケースなど)」
- ・「利用者との契約書」
- ·「重要事項説明書」
- ・「運営規定」

に記載する事業の名称などの文言に変更が生じることとなるため、遺漏のない対応に ご協力をお願いします。 ※ 現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の 提供」に関する事項であるため、総合事業のサービス提供には適用されません。

【参考】

契約書などに記載する文言については、介護保険法等で使用されている文言に合わせ(例)「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業(訪問介護型サービス・旧介護予防訪問介護相当サービス)」「介護予防通所介護」→「第1号通所事業(通所介護型サービス・旧介護予防通所介護相当サービス)」

「介護予防支援」→「第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)」などと、整理することが適当と考えます。

※平成29年2月8日通知済の「介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について(通知)」を参考にしてください。

■まとめ(特に重要なこと)

- 1 平成29年4月1日より、館山市は新総合事業へ移行。移行当初のサービスは次の2種類です。
- ① 介護予防訪問介護相当サービス
- ② 介護予防通所介護相当サービス いずれも、指定事業者制度による国保連合会を経由した審査・支払で実施します。
- 2 平成29年4月1日より、館山市の被保険者に提供する介護予防訪問介護及び介 護予防通所介護は、4月1日認定更新の方から、順次新総合事業へ移行します。
- 3 報酬は従来の予防給付と同様に月額包括払いとします。月途中にサービス提供が 開始または終了する場合は、日割り請求が適用され、「日額単位数×サービス算定対 象日数」で算定します。
- 4 請求は従来どおり国保連合会に対して行うが、サービスコードは変更となります。
- 5 新総合事業によるサービス提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要です。これに伴い、一部文言の変更が必要です。